6）本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした企画提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2　企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

なお、企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

選定通知の日は平成22年２月17日を予定する。

1）基本的要件　企画提案書の提出者は①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

①　単体企業

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

⑶　中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

⑷　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑸　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ａ）資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ｂ）人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、イ．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ｃ）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記ａ）又はｂ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、参加表明書及び企画提案書の提出期限までに当該資格の認定を受けていなければならない。

②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成21年12月４日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長からH21岐阜地方・家庭裁判所庁舎設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

2）業務実施体制に関する要件　参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

①　総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託しないこと。

②　業務の分担構成が、不明確又は不自然とならないこと。

③　管理技術者及び主たる分担業務分野（建築分野）の主任担当技術者は、参加表明者及び企画提案書の提出者の組織に所属していること。

④　管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（建築、構造、電気設備、機械設備）はそれぞれ１名であること。

⑤　管理技術者が記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。

⑥　主たる分担業務分野（建築分野）のうち積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。

⑦　構造分野、電気分野、機械分野において、応募者の提出者又は再委託先の協力事務所が、他の応募者の提出者の協力事務所となっていないこと。

⑧　再委託先である協力事務所が中部地方整備局の建築関係コンサルタント業等一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止期間中でないこと。

⑨　配置予定の技術者が、地方公務員の場合は地方公務員法第38条の規定を満足していること。

⑩　設計共同体の場合は以下を満たしていること。

・設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

・管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。

・一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。

・一の構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

3）配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については、一級建築士の資格を有すること。

4）配置予定管理技術者等の業務実績に関する要件　配置予定管理技術者及び各主任担当技術者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において実施した１件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち、契約金額が500万円未満、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

同種業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の「庁舎」の地上６階建て以上かつ、地下１階以上の延べ面積10,000㎡以上である新築又は増築の設計業務で、参加表明書の提出期限までに対象施設が完成したもの。

類似業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の「庁舎・事務所又は類似施設」の地上３階建て以上かつ、延べ面積5,000㎡以上である新築又は増築の設計業務で、参加表明書の提出期限までに対象施設が完成したもの。

※設計業務とは基本設計から実施設計までの業務をいう。

5）手持ち業務量に関する要件　配置予定管理技術者及び主任担当技術者の手持ち業務は５件以下、ただし建築分野の主任担当技術者は３件以下であること。

手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している、契約金額が500万円以上の業務をいう。

6）企画提案書に関する要件　参加表明者は、次の事項について企画提案書を提出すること。

①　実施方針

②　業務実施体制

③　特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

③－１　市街地における地域特性を生かした景観や環境形成への考え方についての提案。

③－２　建設コスト縮減手法についての提案。

③－３　環境負荷低減技術を活用した庁舎整備手法の提案。

3　ヒアリング

ヒアリングは、原則として参加資格要件を満たす者を対象に実施するものとする。

⑴　実施場所：中部地方整備局会議室

⑵　実施日時：平成22年２月23日予定。

⑶　ヒアリングの日時は選定通知と同時に連絡する。

⑷　ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知と同時に提出する。

⑸　ヒアリングは配置予定管理技術者及び建築主任担当技術者に対して行うものとする。